

第95回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成28年8月26日（金）

開催場所 北海道運輸局8F海技試験場

□議 題□

1. 審議事項

なし

2. 報告事項

(1)管内船員職業安定業務取扱状況（平成28年7月分）について

(2)離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて

(3)離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 事務局より、平成28年7月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。労働者委員より、自己都合退職者が多い原因について質問があり、事務局より、判っているところでは、当初聞いていた労働条件と実際の労働条件の相違、乗船期間が長期にわたり休暇が取れない等の理由であるとの回答があった。労働者委員より、離職四法の給付金と傷病手当の併給は可能かとの質問があり、事務局より、傷病手当の受給期間中は離職四法手当の併給は不可であるとの回答があった。公益委員より、求職期間3ヶ月以上の求職者で手当等を受給していない方の有無について質問があり、事務局より、求職期間3ヶ月以上の11人のうち6人は漁特給付金を受給しており、残りの方々は全員が雇用保険の受給資格者であるとの回答があった。公益委員より、未済求人数と未済求職数についての資料の見方について質問があり、事務局より、当該資料の見方について説明を行った。公益委員より、観光船からの求人は実際に出ているのか、また湖の観光船からの求人は運輸局で取り扱うのかとの質問があり、事務局より、現時点では観光船からの求人は無い、また湖や河川の船は船員法が適用されないため求人はハローワークに出されるが希望があれば運輸局でも掲示するとの回答があった。

2. 情報交換では、労働者委員より、海技資格の取得において必要である免許講習について、北海道内ではこれまで小樽海上技術学校の施設を使用してきたが、講習基準の変更により来年4月からは小樽海上技術学校の施設が使用不可となり、新しい基準に対応した本州の施設で免許講習を受講しなければならなくなったものの、北海道内での新しい基準に対応した施設の建設は費用の問題があり困難であるとの情報提供があった。事務局より、平成28年度の船員の特定最低賃金改正に係る諮問の検討状況についての報告、また平成28年7月から8月にかけて実施した「水産系高校生と内航海運事業者によるインターンシップ事業」の実施概要についての報告があった。

3. 次回の船員部会は平成28年9月30日（金）13時30分より開催することを確認した。
(以上)